

堺市介護サービス情報についての調査の実施に係る指針

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、堺市介護サービス情報についての調査の実施に係る指針を次のように定める。

1 調査を実施する場合及び調査項目

(1) 報告内容に虚偽が疑われる場合

疑いのある項目を中心に調査する。状況に応じ、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく実地指導又は監査と連携して調査する。

(2) 事業者自ら調査を希望する場合

介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目（運営情報）を調査する。

2 調査を実施しない場合

同一事業所において別表の区分の番号を同じくする複数の介護サービスを提供している場合にあっては、それらの介護サービスのうちサービスのみ調査し、その余の介護サービスは調査しない。

3 その他

この指針に定めのない事項については、必要の都度定める。

附 則

この指針は、令和元年7月1日から施行する。

別表

区分	介護サービス
1	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護（予防を含む）
3	訪問看護（予防を含む）、指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション（予防を含む）
5	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（予防を含む）、指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション（予防を含む）、指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与（予防を含む）、特定福祉用具販売（予防を含む）

1 1	小規模多機能型居宅介護（予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護
1 2	認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
1 3	居宅介護支援
1 4	介護老人福祉施設、短期入所生活介護（予防を含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
1 5	介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
1 6	介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
1 7	介護療養型医療施設、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）